

千葉県報

定例
令和7年6月24日

主要目次

告示

- 令和六年度千葉県一般会計の補正予算の要領（三件）
- 令和七年度千葉県一般会計及び特別会計の予算の要領
- 令和六年度千葉県一般会計及び特別会計の補正予算の要領
- 土地改良区定款の変更認可（二件）
- 県営土地改良事業計画の決定
- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可

一 六 六 六 六 六

公告

- 令和七年度ふぐ処理師試験の実施
- 第五十期千葉県労働委員会労働者委員（補欠委員）候補者の推薦
- 土地改良区役員の退任及び就任
- 特定調達公告
- 落札者等の公告

六 七 八 九

告示

示

千葉県告示第三百六十一号

令和七年一月十五日に専決処分をした令和六年度千葉県一般会計補正予算の要領は、次のとおりである。

令和七年六月二十四日

千葉県知事 熊谷 俊 人

令和六年度千葉県一般会計補正予算（第5号）

令和六年度千葉県一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,000,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,143,797,423千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
8 国 庫 支 出 金		千円 181,485,694	千円 2,000,000	千円 183,485,694
	1 国 庫 負 担 金	131,266,315	2,000,000	133,266,315
11 繰 入 金		102,721,587	2,000,000	104,721,587
	2 基 金 繰 入 金	42,613,928	2,000,000	44,613,928
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に 係 る 額		1,855,590,142		1,855,590,142
歳 入 合 計		2,139,797,423	4,000,000	2,143,797,423

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
7 農 林 水 産 業 費		千円 59,776,427	千円 4,000,000	千円 63,776,427
	1 農 業 費	17,251,087	260,000	17,511,087
	2 畜 産 業 費	6,879,208	3,740,000	10,619,208
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に 係 る 額		2,080,020,996		2,080,020,996
歳 出 合 計		2,139,797,423	4,000,000	2,143,797,423

千葉県告示第三百六十二号

令和七年一月十九日に専決処分をした令和六年度千葉県一般会計補正予算の要領は、次

のとおりである。

令和七年六月二十四日

千葉県知事 熊谷 俊 人

令和 6 年度千葉県一般会計補正予算（第 6 号）

令和 6 年度千葉県一般会計の補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,000,000 千円を追加し，歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,149,797,423 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 国庫支出金		千円 183,485,694	千円 3,000,000	千円 186,485,694
	1 国庫負担金	133,266,315	3,000,000	136,266,315
11 繰入金		104,721,587	3,000,000	107,721,587
	2 基金繰入金	44,613,928	3,000,000	47,613,928
補正されなかった款項に係る額		1,855,590,142		1,855,590,142
歳 入 合 計		2,143,797,423	6,000,000	2,149,797,423

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
7 農林水産業費		千円 63,776,427	千円 6,000,000	千円 69,776,427
	1 農業費	17,511,087	390,000	17,901,087
	2 畜産業費	10,619,208	5,610,000	16,229,208
補正されなかった款項に係る額		2,080,020,996		2,080,020,996
歳 出 合 計		2,143,797,423	6,000,000	2,149,797,423

千葉県告示第三百六十三号

令和七年三月三十一日に専決処分をした令和六年度千葉県一般会計補正予算の要領は、次のとおりである。

令和七年六月二十四日

千葉県知事 熊谷 俊 人

令和6年度千葉県一般会計補正予算（第8号）

- 令和6年度千葉県一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。
（繰越明許費）
1 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
7 農 林 水 産 業 費	2 畜 産 業 費	家畜伝染病発生危機対策事業	千円 1,000,000

第 1 4 0 5 2 号			千	葉	県	報	令和 7 年 6 月 24 日（火曜日）		
			千葉県告示第三百六十四号			令和七年二月定例県議会の議決を経た令和七年度千葉県一般会計及び特別会計の予算の要領は、別冊のとおりである。			
			令和七年六月二十四日			千葉県知事 熊谷 俊人			
			千葉県告示第三百六十五号			令和七年二月定例県議会の議決を経た令和六年度千葉県一般会計及び特別会計の補正予算の要領は、別冊のとおりである。			
			令和七年六月二十四日			千葉県知事 熊谷 俊人			
			千葉県告示第三百六十六号			土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、成田用水土地改良区の定款の変更を令和七年六月十七日付けで認可した。			
			令和七年六月二十四日			千葉県知事 熊谷 俊人			
			千葉県告示第三百六十七号			土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、東総用水土地改良区の定款の変更を令和七年六月十七日付けで認可した。			
			令和七年六月二十四日			千葉県知事 熊谷 俊人			
			千葉県告示第三百六十八号			土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、君津市の一部を受益地域とする県営寺沢堰地区土地改良事業（ため池）計画を決定した。			
			その関係書類は、次のとおり縦覧に供する。						
			なお、この計画に不服がある場合には、同条第六項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができる。						
			また、この計画については、その決定があつたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。ただし、前記の						
			審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。			令和七年六月二十四日			
			令和七年六月二十四日			千葉県知事 熊谷 俊人			
			一 縦覧に供する書類の名称			県営寺沢堰地区土地改良事業計画書の写し			
			二 縦覧期間			令和七年六月二十五日から七月二十三日まで			
			三 縦覧場所			君津市役所			
			千葉県告示第三百六十九号			土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第三十九条第一項の規定により、習志野市鷺沼土地区画整理組合の事業計画（設計の概要及び資金計画）の変更を次のとおり認可した。			
			令和七年六月二十四日			千葉県知事 熊谷 俊人			
			一 組合の名称			習志野市鷺沼土地区画整理組合			
			二 事務所の所在地			習志野市津田沼五丁目一四番二四号旧保健会館三階			
			三 設立認可の年月日			令和五年九月二十日			
			四 変更認可の年月日			令和七年六月六日			
			公 告						
			令和七年度ふぐ処理師試験の実施			ふぐの取扱い等に関する条例（昭和五十年千葉県条例第一号）第九条第一項の規定により、令和七年度ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。			
			令和七年六月二十四日			千葉県知事 熊谷 俊人			
			一 試験日時及び場所						
			区 分	日	時	場 所			
			学科試験	令和七年十月九日（木曜日）	午後三時から午後四時まで	千葉県教育会館（千葉市中央区中央四丁目一三番一〇号）			

実技試験	令和七年十月二十五日（土曜日）午前九時から午後五時までのうち指定する時間	千葉調理師専門学校（千葉市中央区新千葉二丁目五番三号）
二	受験願書の提出方法等 受験願書の提出方法は、原則として、ちば電子申請サービスを使用する方法により行うこと。 なお、やむを得ず持参により提出する場合は、千葉県健康福祉部衛生指導課（千葉市中央区市場町一番一号）宛てに提出すること。この場合において、受験願書については、同課で交付を受け、又は同課のホームページからダウンロードすること。	
三	受験願書の受付期間等 受験願書の受付期間は、令和七年八月十四日（木曜日）午前九時から二十八日（木曜日）午後五時までとする。なお、同日午後五時までに受信したもの（持参の場合は、同日午後五時までに提出されたもの）に限り受け付ける。	
四	受験者の定員 八四名	
五	受験者の決定 受験者の決定方法については、千葉県健康福祉部衛生指導課のホームページを確認すること。	
六	その他 この試験に関し不明な点は、千葉県健康福祉部衛生指導課（電話〇四三（二二三）二六三八）に問い合わせること。	
	第五十期千葉県労働委員会労働者委員（補欠委員）候補者の推薦 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第十九条の十二第三項の規定による第五十期千葉県労働委員会労働者委員（補欠委員）の推薦の要旨は、次のとおりである。 令和七年六月二十四日	
一	労働者委員を推薦できる者等 千葉県知事 熊谷 俊人	
1	労働組合法第十九条の十二第三項の規定による労働者委員を推薦できる者は、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により県内のみに組織を有する労働組合であること。この場合において、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合することを千葉県労働委員会で立証した労働組合であること。	
2	連合体である労働組合とその加盟労働組合がともに県内のみに組織を有し、1に該当する場合は、両者から候補者を推薦できること。	
二	労働者委員の数 一人	
三	推薦期間 令和七年六月二十四日から七月二十五日まで	
四	推薦書提出先 千葉県商工労働部雇用労働課（千葉市中央区市場町一番一号）	
五	提出書類 1 推薦書（別記） 一通 2 委員候補者の履歴書（市販の横書きのもの） 一通 3 労働組合法施行令第二十一条第三項の規定による千葉県労働委員会の証明書 一通	
六	その他 1 五の3の証明書の交付を受けようとする労働組合は、令和七年七月四日までに千葉県労働委員会へ申請すること。 2 委員については、労働組合法第十九条の十二第六項において準用する同法第十九条の四第一項の欠格規定並びに国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）及び国会法（昭和二十二年法律第七十九号）の兼職制限禁止に関する規定が適用される。	

千葉県労働委員会労働者委員（補欠委員）候補者として次の者を推薦します。									
労働組合法第19条の12第3項及び労働組合法施行令第21条第1項の規定により、千葉県労働委員会労働者委員（補欠委員）候補者として次の者を推薦します。									
労働組合の所在地 労働組合名									
千葉県知事 様									
年 月 日									
推薦書									
別記									
氏名									
ふりがな									
生年月日									
所属職場名及び地位									
所属労働組合名及び地位									
備考									
候補者の推薦に当たっては、本人の承諾を得ておいてください。									
土地改良区役員の退任及び就任 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、香北土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。 令和七年六月二十四日									
千葉県知事 熊谷 俊人									
退任理事									
香取市篠原口三八九番地二 石原 健生									
" 竿島四、五八一番地二 鳥羽 修可									
" 中洲一〇一番地 島寄 俊澄									
" 加藤洲一、〇一五番地 増田 昭男									
" 一ノ分目四、〇八〇番地一 大坂 晃司									
" 津宮三、〇九五番地一 瀬川 彰一									
" 七八五番地 多田 誠									
" 大倉五、二一一番地一三七 小松崎 英次									
二 退任監事									
香取市長島二一六番地 宮増 雅史									
" 津宮三、三九八番地四 久保木 耕造									
千葉県若葉区千城台西一丁目四八番地一号 堤 郁男									
香取市扇島一、四三九番地 増田 正好									
" 五二四番地 遠藤 誠									
三 就任理事									
香取市八筋川甲八〇番地 椎名 弘充									
" 長島九二三番地 服部 雅美									
" 大島四二七番地 羽生 一夫									
" 扇島五二四番地 遠藤 誠									
" 篠原口九六一番地二 小川 智佳生									
" 中洲一〇一番地 島寄 俊澄									
" 竿島三、五一〇番地 小沼 基和									
" 佐原二一、二〇三番地 岩井 茂雄									
" 磯山一三五番地 大須賀 義勝									
" 加藤洲一、〇一五番地 増田 昭男									
" 扇島七二〇番地 大場 正治									
" 市和田一、〇八五番地 山田 宏一									
" 一ノ分目四、〇八〇番地一 大坂 晃司									
" 津宮三、〇九五番地一 瀬川 彰一									
" 七八五番地 多田 誠									
" 大倉五、二一一番地一三七 小松崎 英次									

四 就任監事	
香取市大島五七〇番地一	福田清隆
〃 長島二一六番地	宮増雅史
〃 扇島一、四三九番地	増田正好
〃 津宮三、三九八番地四	久保木耕造
千葉市若葉区千城台西一丁目四八番地一号	堤郁男
特 定 調 達 公 告	
【この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。】	
落札者等の公告	
次のとおり落札者等について公告する。	
令和7年6月24日	
千葉県知事 熊谷俊人	
【掲載順序】	
①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続	
⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項	
その1	
①実験台ほか（（仮称）東部家畜保健衛生所）一式 ②千葉県農林水産部畜産課 千葉市中央区市場町1番1号 ③令和6年12月3日 ④株式会社アベ科学 千葉市若葉区みつわ台一丁目29番7号 ⑤63,800,000円 ⑥一般競争入札 ⑦令和6年10月22日	
その2	
①（仮称）東部家畜保健衛生所移転業務委託一式 ②千葉県農林水産部畜産課 千葉市中央区市場町1番1号 ③令和7年1月23日 ④株式会社栗研社 千葉市中央区末広三丁目12番6号 ⑤65,230,000円 ⑥一般競争入札 ⑦令和6年12月13日	
その3	
①実験台ほか（（仮称）東部家畜保健衛生所）一式 ②千葉県農林水産部畜産課 千葉市中央区市場町1番1号 ③令和7年1月30日 ④株式会社栗研社 千葉市中央区末広三丁目12番6号 ⑤91,300,000円 ⑥一般競争入札 ⑦令和7年1月17日	

購読料
本号（別冊を含む。）
一部
四〇八円

購読申込先
発行者
千葉県中央区市場町一番一号
千 葉 県
〇四三（二二三）二六五八